

## 「生分解性農業用繊維集合体」事件

### 【事件の概要】

無効審判（棄却審決）の取消訴訟。副引例の記載は主引例において素材を特定のものに変更する動機付けが存在することを示すとはいえないとして、本件発明の進歩性が認められた。

### 【事件の表示、出典】

平成24年5月23日 知財高裁 平成23年（行ケ）第10248号 審決取消請求事件

### 【参照条文】

29条2項

### 【キーワード】

動機付け

## 1. 事実関係

### 〔経過〕

原告は本件特許（特許第3711409号）について特許無効審判を請求。被告は訂正請求をし、特許庁は「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」旨の審決。

### 〔本件発明（訂正後）〕

式-O-CH(CH<sub>3</sub>)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とする下記a群の用途の中のいずれかである生分解性農業用の熔融紡糸によるспанボンド不織布

a群

防虫用シート、遮光用シート、防霜シート、防風シート、農作物保管用シート、保温用不織布、防草用不織布

### 〔審決の理由の要点〕

本件訂正は適法であり、本件訂正発明は、引用例1に記載された発明及び引用例3～6に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。引用例2に記載された発明及び引用例3～6に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

### 〔審決における本件訂正発明と引用発明1との一致点及び相違の認定〕

引用発明1：繊維使用農業資材であって、спанボンド不織布又はポリエステルを素材とする短繊維不織布からなり、保温、防草、遮光等を目的として使われる、上記繊維使用農業資材

一致点：ポリエステルを主成分とする、遮光用シート、保温用不織布又は防草用不織布である、農業用の熔融紡糸によるспанボンド不織布

相違点1：上記の、ポリエステルを主成分とする、遮光用シート、保温用不織布又は防草用不織布である、農業用の熔融紡糸によるспанボンド不織布が、本件訂正発明では、式-O-CH(CH<sub>3</sub>)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とする生分解性の不織布であるのに対し、引用発明1では、ポリエステルを主成分とする生分解性でない不織布である点

## 2. 争点

- (1) 訂正の適否の判断の誤り (取消事由 1)
- (2) 引用例 1 を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り (取消事由 2)
- (3) 引用例 2 を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り (取消事由 3)

(☆今回は争点(2)の引用例 1 + 引用例 3 について報告します)

## 3. 裁判所の判断

本件発明は、農業用不織布に関し、更に詳しくは自然環境下で徐々に分解し、最終的には消失するため、使用後の焼却による大気汚染や放置による環境破壊のない生分解性農業用不織布に関する。・・・本発明者らの目的は、自然環境下で徐々に分解し、最終的には消失するため、使用後の焼却による大気汚染や放置による環境破壊の心配のない生分解性農業用不織布を提供することにある。

以上の記載によれば、本件訂正発明は、防虫用シートなどの用途に用いられる、農業用の溶融紡糸によるспанボンド不織布において、使用後の焼却処理による大気汚染や放置による環境破壊などの問題を解決するために、その素材として、自然環境下で徐々に分解し最終的には消失する、生分解性のポリ乳酸を主成分とするものを用いるものである。

引用例 1 に、繊維使用農業資材であって、спанボンド不織布又はポリエステルを素材とする短繊維不織布からなり、保温、防草、遮光等を目的として使われる、上記繊維使用農業資材、すなわち本件審決が認定した引用発明 1 が記載されていることに、争いはない。

本件審決が認定した相違点については、原告もこれを認め、争いはないところ、溶融紡糸によるспанボンド不織布が、本件訂正発明では、ポリ乳酸を主成分とする生分解性の不織布であるのに対し、引用発明 1 では、ポリエステルを主成分とする生分解性でない不織布である点において、相違する。

引用例 3 (甲 2) には、①従来、漁業や農業、土木用として用いられる産業資材用繊維としては、主としてポリアミド、ポリエステル、ビニロン、ポリオレフィン等からなるものが使用されているが、これらの繊維は自己分解性がなく、使用後、海や山野に放置すると種々の公害を引き起こすという問題があること、②このような問題を解決する方法として、自然分解性(微生物分解性又は生分解性)の素材を用いることが考えられること、③従来、自然分解性ポリマーとして、ポリラクチド(ポリ乳酸)等の合成脂肪族ポリエステル等がよく知られているが、これらのポリマーから繊維を製造する場合、湿式紡糸法で製造しなければならなかったり、素材のコストが極めて高いため、製造原価が高価になったり、高強度の繊維を得ることができなかつたりするという問題があったこと、④このような問題を解決するために、比較的安価で、実用に供することができる強度を有し、微生物により完全に分解されるポリカプロラクトンを用いること、以上の事項が記載されている。

以上の記載によれば、ポリ乳酸は、製造原価が高価になったり、高強度の繊維を得ることができなかつたりするという問題があるため、引用例 3 においては、農業用の産業資材用繊維の使用後の処分に関する課題を解決するための手段としては、実際には用いられていないことが認められる。

そうすると、そのようなポリ乳酸が、上記課題を解決するための手段として引用例3に記載されているということはできないし、また、当業者は、引用発明1において、そのようなポリ乳酸を上記課題を解決するための手段としては採用しないと解される。

よって、引用例3の上記記載は、引用発明1において、不織布の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けが存在することを示すものとはいえない。

以上のとおり、引用発明1において、不織布の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けがあるということはできないから、本件訂正発明と引用発明1との相違点について、当業者が容易に想到することができたものとはいえない。

#### 4. 検討

- ・引用例中に、問題があつて実際に用いられていない従来技術について記載があるとき、この記載は本願発明に対する動機付けや示唆とはなりえないか。
- ・引用例3を主引例とすると結論は変わるか。

(弁理士 田中玲子)